

国土交通省における主な取り組み

1. ハートビル法
2. 交通バリアフリー法
3. 歩行者ITS
4. ピクトグラム

1. ハートビル法

(1) ハートビル法とは？

正式名は「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」で、1994年に最初に制定されました。

この法律は、高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加を促すため、だれもが利用する建築物(特定建築物といいます)において、高齢者や身体障害者等の方が安全で安心して利用できるような整備を促進し、良質な建築物のストックを増やすことを目的としています。

(2) 対象となる建築物は？

対象となる特定建築物はたくさんありますが、その代表例は次のとおりです。

- ① 病院、診療所
- ② 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ③ 集会場又は公会堂
- ④ 百貨店、マーケット、その他物品販売業の店舗
- ⑤ ホテル、旅館
- ⑥ 老人福祉センター、児童厚生施設
- ⑦ 体育館、水泳場、ボウリング場
- ⑧ 郵便局、保健所、税務署 など公益上必要な建築物 等

(3) 建築主の責務

ハートビル法では、だれもが利用する建築物(特定建築物)をつくらうとする際には、バリアフリー化の基準でもある以下の二つのレベルが定められ、これらを守る責務があります。

① 最低限のレベル(利用円滑化基準)

- ・車いすと人がすれ違える廊下の幅の確保(120cm以上ある)
- ・車いす用のトイレがひとつはある
- ・目の不自由な方も利用しやすいエレベーターがある
- ・出入口の幅が80cm以上ある など

② 望ましいレベル(利用円滑化誘導基準)

- ・車いす同士がすれ違える廊下の幅の確保(180cm以上ある)
- ・車いす用のトイレが必要な階にある(全体の2%以上ある)
- ・建物の面積に関わらずエレベーターがある など
- ・出入口の幅が90cm以上ある など

(4) 計画認定によるメリット

上記の②望ましいレベルの基準を満たす建築物の建築主は、所管行政庁（知事若しくは市長）の認定を受けることができ、以下に示す様々な制度を活用することができます。

- ①補助制度 ;廊下、階段、エレベーター等の移動システムや付随するトイレ等の整備費の一部が補助される
- ②低利融資 ;日本政策投資銀行から低利の融資が受けられます
- ③容積率の特例 ;延べ床面積の1/10を限度に容積率への不参入
- ④確認手数料の免除;ハートビル法の認定と建築基準法による確認申請を同時にした場合は、確認手数料が無料になります

(5)ハートビル法の改正

ハートビル法は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するために、2002年7月に改正されました。主な改正のポイントは以下のとおりです。

①特定建築物の範囲の拡大

特定建築物(改正前:デパート、劇場、ホテル等の不特定かつ多数の者が利用する建築物)の範囲を、不特定でなくとも多数の者が利用する学校、事務所、共同住宅等の用途の建築物にも拡大する。

②特別特定建築物の建築等についての利用円滑化基準への適合義務の創設

特別特定建築物(改正前の特定建築物用途及び老人ホーム等)について2,000㎡以上の建築等をする者は、バリアフリー対応に係る利用円滑化基準に適合させなければならないものとする。

③努力義務の対象への特定施設の修繕又は模様替の追加

特定建築物の廊下、階段、エレベーター等の特定施設の修繕又は模様替をしようとする者は、利用円滑化基準又は条例で付加した制限に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

2. 交通バリアフリー法

(1) 交通バリアフリー法とは？

交通バリアフリー法とは、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」のことで、平成12年5月公布、平成12年11月に施行されました。

(2) 交通バリアフリー法の目的

この法律は、公共交通機関の旅客施設、車両等の構造及び設備を改善し、また、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路等の整備を推進する等の措置を講じて、高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して移動する場合の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に役立てることを目的としています。

(3) 法の基本的枠組み

交通バリアフリー法の基本的枠組みは、次のとおりです。

① 主務大臣による基本方針の作成

基本方針の内容には、バリアフリー化の意義・目標、公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項、市町村が作成する基本構想の指針となるべき事項、などが盛り込まれています。

特に、バリアフリー化の意義・目標の中では、以下のような具体的な数値を掲げています。

- 1) 1日当たりの平均利用客数が5000人以上の旅客施設(駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル施設)については、2010年までにエレベーター、エスカレーターを設置をはじめとした段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、身体障害者用のトイレの設置等のバリアフリー化を実施。
- 2) 乗合バス車両については、原則10年～15年で低床化された車両に代替、また、2010年までにバス車両総数のうち20～25%をノンステップバスとする。(その他、鉄道車両、旅客船等についても目標値規定)
- 3) 重点整備地区内の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、原則として2010年までにバリアフリー化を実施。
- 4) 2010年までに、音響信号機、高齢者等感应信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置等のバリアフリー化を原則として全ての特定経路を構成する道路において実施。

② 公共交通事業者等の移動円滑化基準への適合義務づけ

公共交通事業者は旅客施設を新たに建設するとき、大規模な改良を行うとき、車両

等を新たに導入するときには、移動円滑化のために必要な構造及び設備に関する基準（＝「移動円滑化基準」）に適合させなければなりません（既存の施設については努力義務）。

③ 市町村の主導による旅客施設及びその周辺地区におけるバリアフリー化の推進

地域の実情に応じて、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場、信号機等について、整合性をとりつつ、重点的・一体的にバリアフリー化を進めるため、市町村が前述の基本方針に基づき、一定規模の旅客施設を中心として設定する地区（＝「重点整備地区」）について基本構想を作成することができることとしています。

基本構想には、重点整備地区における基本的な方針、重点整備地区の位置・区域、バリアフリー化のために実施すべき事業などについて定められます。基本構想を作成する際には市町村は関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会と協議するとともに、関係者は基本構想作成に協力するよう努めなければなりません。

基本構想が作成されたときは、公共交通事業者、道路管理者、都道府県公安委員会は基本構想に盛り込まれたバリアフリー化の事業についてそれぞれ特定事業計画を作成し、当該事業を実施することが義務付けられています。

3. 歩行者ITS

(1) 歩行者ITSとは？

- ・ITS (Intelligent Transport Systems: 高度道路交通システム)とは、最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などの道路交通問題の解決を図る新しい交通システムです。
- ・ITSの主要な開発分野の一つであり、高齢者や障害者を含む歩行者、車いす利用者等の安全・安心・快適な移動を、情報通信技術によって支援するシステムが「歩行者ITS」です。

(2) 歩行者ITSがめざす3つのサービス

歩行者等の安全・安心・快適な移動を支援するために、以下の3つの基本的サービスの提供を目指します。

- ①注意喚起サービス: 危ない時、危ない場所を知らせます。
- ②周辺情報提供サービス: どこに、何があるかを教えます。
- ③経路案内サービス: 利用者の特性にあった通りやすい経路を探し出し、案内します。

(3) 名古屋市での歩行者ITS社会実験

①実施内容

名古屋市と国土交通省の共同により、国土交通省及び経済産業省において開発されたシステムを活用して、まちを移動する人の円滑な歩行支援を目的に、視覚障害者の方を対象とした、ICタグ内蔵の点字ブロックと携帯端末を活用した経路案内実験と、高齢者や車いすの方等を対象とした、GPS (Global Positioning System: 汎地球測位システム) 付き携帯電話を活用した経路案内実験を合わせて実施します。

②今後の展開予定

本実験での検証等を踏まえ、本年10月に開催される「ITS世界会議愛知・名古屋2004^{※1}」でのテクニカルツアー参加者にも体験していただく予定です。

※1)ITS世界会議愛知・名古屋2004

ITS世界会議は、世界のITS関係者(政府、学界、民間企業、団体等)が集まって、セッション、論文発表、講演、技術展示、現地視察(テクニカルツアー)等を行うものです。

1994年にパリで第1回が開催されて以来、アジア・太平洋地域、アメリカ地域、ヨーロッパ、の順番で毎年開催されています。

4. ピクトグラム

(1)ピクトグラムとは？

- ・ ピクトグラム(案内用図記号^{※1})とは、「不特定多数の人々に対して情報を伝えるためにデザインされた、専門的又は職業的訓練なしでも理解される図記号です。
- ・ 例えば、方向を示す矢印や男女を表わす人の形、電話を表わす図形のことを示し、交通施設や観光施設等の公共的な場に広く利用されるものを指します。
- ・ 国際的に標準化されている案内用図記号としては、国際標準化機構(ISO)でまとめられた「ISO7001 案内用図記号」の 57 種類に過ぎません。

※1)案内用図記号は、日本では絵文字、絵表示、マーク、アイコン等、欧米ではアイソタイプ、ピクトグラム、ピクトグラフ、サイン、シンボル等と呼ばれています。ISO ではこれらをグラフィカルシンボルと呼び、JIS では邦訳として「案内用図記号」を用いています。

(2)「案内用図記号」のJIS標準化

「一般案内用図記号検討委員会(委員長:森地茂教授)」を平成11年4月に設置し、案内用図記号の統一化に向けての検討が行われ、平成13年3月に、125種類の案内用図記号を「標準案内用図記号」として決定しています。それを受け、平成14年3月に、104種類の案内用図記号が「JIS Z 8210 案内用図記号」としてJIS規格化されています。

(3)標準案内用図記号の特徴と分類

■記号の特徴

- ・ 幅広い利用者にとって、見やすく、わかりやすい図形であること
- ・ 図形間に整合性があり、スタイル上の統一がとれていること
- ・ 審美性において、国際的にも評価される水準にあること

■カテゴリー分類(8分類)

- ① 公共・一般施設 ……不特定多数の人々が利用する施設、サービスなどを表す
- ② 交通施設 ……交通に関わる施設、サービスなどを表す
- ③ 商業施設 ……商業に関わる施設、サービスなどを表す
- ④ 観光・文化・スポーツ施設 ……観光・文化・スポーツ施設に関わる施設、サービスなどを表す



⑤ 安全 ……………安全確保のための防火、危険、誘導施設
及び場所を表す



⑥ 禁止 ……………一般の行動において禁止事項を表す



⑦ 注意 ……………一般の行動において注意事項を表す



⑧ 指示 ……………一般の行動において指示事項を表す

